

事務連絡  
令和5年2月8日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県福祉部 障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

**障害福祉サービス事業者における  
障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について（通知）**

平素より本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされたところです。事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、責務規定※に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものです。

障害者の生活とその子どもの養育を支えるためには、地域において、障害者の希望を踏まえて、障害福祉、母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携の下、適切な支援が行われることが重要です。また、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、その意思決定を丁寧に支えることが重要です。

事業者のみなさまにおかれましては、上記についてご理解いただき、改めて、障害者等の意思及び人格を尊重して、常に障害者等の立場に立ったサービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

**なお、当該責務規定違反に該当または疑われる事案がある場合は、2月17日（金）までに県へ報告して下さい。また、今後当該事案が発覚した場合も、速やかに県へ報告して下さい。**

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第42条においては、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障害者等の人格を尊重し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められている。

## 記

### 1 本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供

本人の生活の希望を丁寧に把握し、本人の自己決定を尊重しつつ意思決定の支援に配慮すること。また、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう取り組むこと。

### 2 障害福祉と子育て支援や母子保健施策との連携

障害者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、性と健康の相談センター等の母子保健施策等の相談窓口  
に障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう配慮すること。

なお、相談支援事業者が計画相談支援を実施する際、上記に掲げる関係機関等と連携してサービス等利用計画を作成した場合に医療・保育・教育機関等連携加算を算定することが可能である。

### 3 子どもの養育を支えるための支援等

障害福祉サービスの利用者が妊娠し、各種支援が必要な場合においては、関係者による個別ケース検討会議等を開催するなどにより、その支援方策を丁寧に検討し、障害福祉サービス、相談支援、母子保健や子育て支援施策を最大限活用し、障害者やその子どもの養育を支えるための必要な支援を行うこと。

【担当】 兵庫県

障害福祉課 障害政策班 (TEL : 078-362-9105)

ユニバーサル推進課 障害福祉基盤整備班 (TEL : 078-362-3194)